

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 3 月 30 日 ( 火 ) 第 195 号 の 11

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿 児 島 県 職 員 の 通 勤 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	( 人 事 課 取 扱 い ) 1
告 示	
○騒 音 規 制 法 に 基 づ く 地 域 の 指 定 及 び 規 制 基 準 等 の 設 定 の 一 部 改 正 (※)	( 環 境 保 全 課 取 扱 い ) 2
○振 動 規 制 法 に 基 づ く 地 域 の 指 定 及 び 規 制 基 準 等 の 設 定 の 一 部 改 正 (※)	( 環 境 保 全 課 取 扱 い ) 2
○騒 音 に 係 る 環 境 基 準 の 類 型 指 定 の 一 部 改 正 (※)	( 環 境 保 全 課 取 扱 い ) 2
○鹿 屋 飛 行 場 周 辺 及 び 鹿 児 島 空 港 周 辺 の 航 空 機 騒 音 に 係 る 環 境 基 準 の 類 型 指 定 の 一 部 改 正 (※)	( 環 境 保 全 課 取 扱 い ) 2
○悪 臭 防 止 法 に 基 づ く 規 制 地 域 の 指 定 及 び 規 制 基 準 の 設 定 (※)	( 環 境 保 全 課 取 扱 い ) 2

## 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 通 勤 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

## 鹿 児 島 県 規 則 第 27 号

鹿 児 島 県 職 員 の 通 勤 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 通 勤 手 当 支 給 規 則 ( 昭 和 33 年 鹿 児 島 県 規 則 第 93 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 16 条 の 2 第 1 項 第 3 号 中 「 であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条の4第2項において「派遣等となつた場合」という。)」に改める。

第 16 条 の 4 第 2 項 を 次 の よう に 改 め る。

- 2 月 の 中 途 に お い て 派 遣 等 と な っ た 場 合 ( 次 項 に 規 定 す る 場 合 に 該 当 し て い る と き を 除 く )  
に は、支 給 単 位 期 間 は、そ の 後 復 職 し、又 は 職 務 に 復 帰 し た 日 の 属 す る 月 の 翌 月 ( そ の 日 が 月 の 初 日 で あ る 場 合 に あ つ て は、そ の 日 の 属 す る 月 ) か ら 開 始 す る。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿 児 島 県 職 員 の 通 勤 手 当 支 給 規 則 の 規 定 は、令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 適 用 す る。
- 2 令 和 2 年 4 月 1 日 前 に 地 方 公 務 員 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ) 第 28 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 休 職 に さ れ、同 法 第 55 条 の 2 第 1 項 た だ し 書 に 規 定 す る 許 可 を 受 け、外 国 の 地 方 公 共 団 体 の 機 関 等 に 派 遣 さ れ る 職 員 の 処 遇 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 63 年 鹿 児 島 県 条 例 第 3 号 ) 第 2 条 第 1 項 若 し く は 公 益 的 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 14 年 鹿 児 島 県 条 例 第 5 号 ) 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 派 遣 さ れ、地 方 公 務 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 ( 平 成 3 年 法 律 第 110 号 ) 第 2 条 の 規 定 に よ り 育 児 休 業 を し、地 方 公 務 員 法 第 26 条 の 5 第 1 項 に 規 定 す る 自 己 啓 発 等 休 業 を し、同 法 第 26 条 の 6 第 1 項 に 規 定 す る 配 偶 者 同 行 休 業 を し、又 は 同 法 第 29 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 停 職 に さ れ た 職 員 の 支 給 単 位 期 間 の 開 始 に つ い て は、な お 従 前 の 例 に よ る。

## 告 示

**鹿児島県告示第469号**

平成24年3月30日鹿児島県告示第418号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1の(3)中「さつま町，湧水町，」を削る。

**鹿児島県告示第470号**

平成24年3月30日鹿児島県告示第420号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1の(2)中「さつま町，湧水町，」を削る。

**鹿児島県告示第471号**

平成24年3月30日鹿児島県告示第421号（騒音に係る環境基準の類型指定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

表Aの項中「さつま町，湧水町，」を削り，「，第3項及び第4項」を「から第4項まで及び第8項」に，「第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め，同表Cの項中「第9条第8項から第11項まで」を「第9条第9項から第12項まで」に改める。

**鹿児島県告示第472号**

平成25年3月29日鹿児島県告示第401号（鹿屋飛行場周辺及び鹿児島空港周辺の航空機騒音に係る環境基準の類型指定）の一部を次のように改正し、令和3年3月30日から施行する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

表Iの項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「，第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

**鹿児島県告示第473号**

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条に規定する規制地域及び法第4条第1項の規定による当該規制地域に係る規制基準を次のとおり定め、令和3年4月1日から施行する。

なお、平成24年3月30日鹿児島県告示第419号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 規制地域

- (1) 長島町，瀬戸内町及び龍郷町のそれぞれ全域
- (2) 屋久島町及び知名町のうち，それぞれ別紙図面に赤色及び緑色で表示する区域
- (3) 湧水町，錦江町，中種子町及び和泊町のうち，それぞれ別紙図面に赤色で表示する区域
- (4) 東串良町，肝付町，南種子町及び徳之島町のうち，それぞれ別紙図面に緑色で表示する区域

## 2 規制基準

## (1) 法第4条第1項第1号の規制基準

特定悪臭物質の種類	別紙図面に赤色 で表示する区域	別紙図面に緑色 で表示する区域
	ppm	ppm
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

## (2) 法第4条第1項第2号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに(1)に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量

## (3) 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質の種類	排出水の量の区分	別紙図面に赤色 で表示する区域	別紙図面に緑色 で表示する区域
		mg/l	mg/l
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09

注 Qは、工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量（ $m^3/s$ ）を表す。

（別紙図面は省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）